

## 第3回協働推進委員会記録

日時	平成22年2月18日(木) 18:30~20:30
会場	豊明市役所東館3階政策審議室
出席者	延藤安弘、青木佐介、石川礼子、木下三枝子、小池田忠、酒井克俊、都築和男、平松鋼一、三島知斗世、矢澤久子 豊明市 : 市民協働課長、市民協働課長補佐 市民活動振興担当係長、市民活動推進係職員

### 議 事

1. あいさつ
2. 前回の振り返り

### 3. 報告事項

#### (1) 協働推進計画進行管理について

資料1 1、1 2に基づき、事務局より協働モデル事業35事業のヒアリングを、1月26日、29日に行ったことが報告された。

#### 《以下委員の質問、発言》

- \* 昨年度は行政からの報告だけであったが、今年は市民活動団体の事例発表があったのは大変よかった。
- \* m o m o の会の発表を聞いたが、そのような事業があるのは始めて知った。大変感動した。
- \* 不就学児童の学習支援をしているプラスエデュケートの事例を聞いたが、素晴らしいと感じた。
- \* 課によっては、協働を理解していない職員も見受けられた。
- \* 事業評価と協働評価がゴチャゴチャになっている感じがした。今後の課題である。

#### (2) 市民活動支援施策について

資料2 1、2 2に基づき、事務局より平成22年度4月より実施予定の、コミュニティ備品貸出制度と公用車貸出制度について説明がなされた。

#### 《以下委員の質問、発言》

- \* 公用車貸出について、燃料は無料とあるが、燃料は実費負担にしたほうがいいのか。私的に流用する可能性も否定できないし、公の税金を使って市民が車を走らせることの違和感がある。

規程上は、貸出料は無料とし、燃料については規定していない。しかし、貸出対象を

公益性が非常に高い活動に限定しており、公務の代行的性格であること、また燃料の負担を求めることによる事務の煩雑さを考えたところ、当面は無料とすることとした。また、賠償保険は、全国市有物件共済会の保険で対応することとしたおり、公務での使用に限るという制約がある。どの事業までが公務とみなされるのか、あいまいな面もあり、個別に慎重に判断せざるを得ない。今後利用状況を見ながら、民間保険に加入することも検討していく。(事務局)

- \* 備品貸出制度及び公用車貸出制度において、財産を貸し付ける根拠法令は何か？
- 地方自治法第237条では、「普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ・・・又は適正な対価なくして・・・貸し付けてはならない。」とある。しかし、豊明市財産管理規則第34条では、「物品は貸付を目的とするものを除くほか、貸し付けてはならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合には事務又は事業に支障を及ぼさない限度においてこれを貸し付けることができる」とある。公用車貸出については、この「市長が特に必要と認めた場合」の運用だという解釈でよいか。また第3項では、「物品を貸し付ける場合には、別に定めるものを除くほか、適正な貸付料を徴しなければならない」とあるが、どう考えるか。

そのとおり。貸付料については、公用車貸出規程で無料と規定している。(事務局)  
(貸出根拠は、豊明市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第7条に基づくことを確認。)

委員長より次のとおりまとめられた。

公用車貸出は公務の代行的性格を持つ。

貸出については、柔軟かつ合理的に運用すること。

市民の私的流用の心配については、市民的良識を持って活用すること。

## (2) 市民活動団体(NPO)と行政との事業に関するガイドライン

資料3に基づき、市民活動団体(NPO)と行政との事業に関するガイドライン案について事務局より説明がなされた。

### 《以下委員の質問、発言》

- \* このガイドラインに基づいて締結する協定書については、複数年度のありえるのか。

現在締結している協定書は単年度契約。イベントについての事業協力ならよいが、場所の提供等の支援が含まれるものについては、長期間の協定書締結は、既得権化する恐れがある。しかし、事業の性格から判断し、年度をまたいだ契約もありうると思う。(事務局)

\* このガイドラインは職員向けと解釈すればよいか。

そのように考えている。(事務局)

\* 市民が自主的に大変すばらしいことをやろうとしている。そのときに、市ももう少し積極的に関わるようにしましょうという趣旨のガイドラインの策定は大変ありがたいことだと思う。

\* このガイドラインをきちんと市民にも公開し、こういう基準で事業協力する事業を判断しますということを示すべきではないか。

HP等で公開することを検討する。(事務局)

\* このガイドラインに基づいて事業協力をするというのを誰が判断するのか？それぞれの担当課が判断するのか。

そのとおり。客観性をどう担保するのかという課題があることは認識している。しかし、担当部署が乗り気ではないのに、委員会が判断をして無理矢理協力をさせるということではなく、まずは、担当者も市民活動団体も両者WIN WINの関係ができたときに、協定書を締結するものとする。そのようにして、協働の土壌を行政側に敷いていきたいと考えている。

\* 市民協働課が担当課と市民活動団体との仲介的役割を果たすということで理解すればいいか。

そのような役割と認識している。

委員長より次のとおりまとめられた。

ガイドラインを職員にも市民にも公開する。

このガイドラインの運用状況を委員会で報告していただき、評価をきちんとすること。

### (3) (仮称)協働のまちづくりのための地域活動等推進条例の策定について

資料4に基づき、事務局より説明。

・ 前回の委員会で、事務局より平成22年度1年間で策定するスケジュールを出したが、その後、内部で協議した結果、なぜ条例が必要なのか、地域にはどのような課題があって、どのような施策が今後必要となるかについて、丁寧な意見収集をしたうえで、条例の策定に取りかかるべきではないかとの考えに至った。来年度は、市民会議のようなものを開催し、意見を吸い上げる1年としたい。条例制定までには、早くて2年半はかかると考える。

《以下委員の質問、発言》

\* 第4次総合計画において、市民会議をすでに実施してきており、議会においても、自治基本条例的なものが必要だという一般質問があったと認識している。さらにもう一

度市民会議というのは、ふりだしに戻っているように感じる。

近年の条例策定の変化を見ていると、市民活動支援条例から協働条例、そして現在策定中のものは、大半が自治基本条例となってきている。本市において、どの条例がふさわしいのか見定める必要がある。

- \* 市民会議を開催しても、参加者はいつも同じような方が集まる。先日開催されたNPOフェスタに参加したが、後半の意見交換会では、60名以上の方が熱心に豊明のまちづくりについて意見交換をしていた。熱い思いを持った方たちがたくさんいるので、頼みやすい人に声をかけて集めるのではなく、幅広い人を募集してほしい。
- \* 知多市の条例策定に関わった経験があるが、知多市ではまちづくり研究会が条例案まで作成した。参加者は公募であった。しかし、公募は確かに荒れる可能性がある。豊明市においては、協働推進計画がすでに策定されており、子どもが先にできているところに親を作るようなもので、意味があるのかとも感じる。
- \* 大府市の条例策定に関わったが、大府市では、まず条例から入っていった。会議には企業の方も参加していた。
- \* 市民会議も必要だが、地域に出向いていって意見を吸い上げることも必要ではないか。
- \* 町内会とNPOとの協働が必要であるが、地域活動は旧態依然としており、意欲的なNPOとのギャップは大きい。その差をどうするかが課題である。
- \* 市民協働課だけではなく、役所の他の課も巻き込んでいくことが必要だ。

委員長より次のとおりまとめられた。

共感を呼び、納得できる作り方をしよう。分からないのに突然蓋をするような作りではなく、市民が共に作ったと実感できるものにしよう。

地域、現場の状況把握を丁寧に。地域団体、志縁団体など多様な団体の問題を把握する。

地域団体、志縁団体の連携はいかにして可能か。それを考えるために集まる。

条例の骨格、大まかなところを市民が作る。

市民会議の組み立て方について。対立を対話に変えられる見通しをどう立てるかを検討する。